

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る  
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、12月19日(土)より、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒度が「3」から「4」に引き上げられたことに伴い、今後のスポーツ少年団活動について下記のとおりといたします。

なお、今回の要請につきましては、群馬県教育委員会から県内県立学校へ冬季休業中の部活動自粛要請の通知が発出されていることを踏まえ、足並みを揃えることを考慮し、スポーツ少年団活動においても同様の措置を取らせていただくこととしました。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

令和2年12月25日(金)から令和3年1月7日(木)までのスポーツ少年団活動については、原則自粛とする。

なお、令和3年1月8日(金)以降の活動については、その時の感染状況等を考慮したうえで、自粛期間の延長もしくは自粛の解除等の措置を行うこととする。

令和2年12月19日  
群馬県スポーツ少年団  
本部長 小林 馨